

第77号議案

平成30年度 長崎市一般会計補正予算（第2号）

目次	ページ
《2款 総務費 1項 総務管理費 7目 企画費》	
定住促進費	
ながさき暮らし推進費.....	1～3

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
24~25	2 総務費	1 総務管理費	7 企画費	1-1	ながさき暮らし推進費	千円 986

1 概 要

本年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀の倒壊被害を受け、市有施設のブロック塀等の安全点検を実施した。

その結果、外観での建築基準法の適・不適及び劣化の状況を踏まえ、対応方針に基づいて改修又は撤去等の対策を講じる。

2 事業内容

(1)点検を行った施設数(1施設・2か所)

(2)ブロック塀の改修を行う施設(1施設・1か所)

施設名	事業費(千円)	施工内容
高島地区中長期型滞在施設	901	金網フェンス(延長27m)の設置
合 計	901	修繕費

(3)ブロック塀の構造調査を行う施設(1施設・1か所)

施設名	事業費(千円)	備 考
高島地区中長期型滞在施設	85	1か所、延長10m分
合 計	85	委託料

※高島地区中長期型滞在施設

県外の在住者で長崎への移住を検討している方が、最終的な移住先を決定するまでの間、長崎市での生活拠点として原則1年間居住する施設。(木造平屋建4DK、延床面積114㎡)

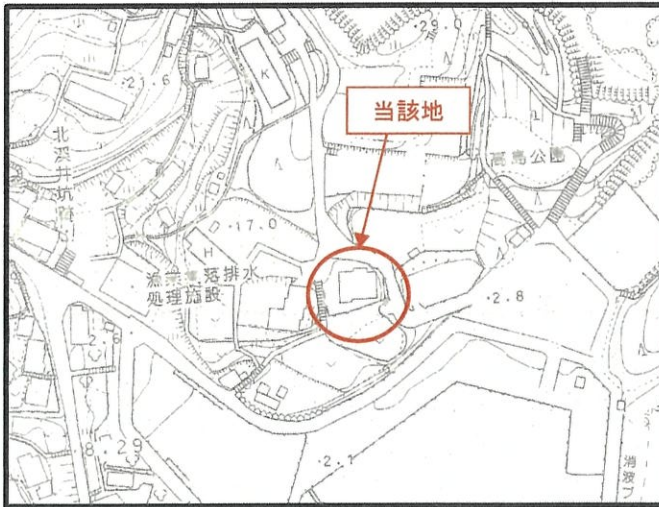
3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源 ※
千円 986	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 986

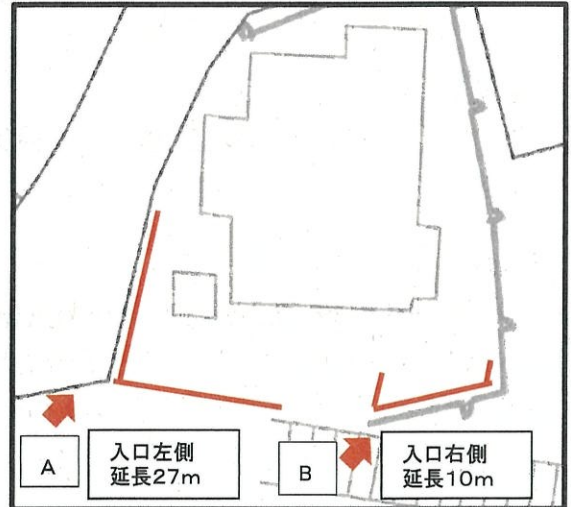
※一般財源について「財政調整基金」を充当する。

4 位置図等

ア 位置図



イ 配置図



ウ 現況写真

Aから撮影



Bから撮影



参考

○ 点検概要と判定基準

(1) 点検概要

外観により塀の高さ、塀の厚さ、控え壁、基礎を(2)判定基準に基づき点検し、また、傾き、ひび割れ等の劣化の状況も点検した。

- ・点検対象ブロック塀等：117施設、338か所、延長6,375m(学校施設除く)
- ・判定基準のうち外観で不適合と判断したブロック塀等：32施設、59か所、延長1,311m

(2) 判定基準

建築基準法による判定基準	
塀の高さ	・ブロック塀 2.2m以下
	・レンガ塀 1.2m以下
厚さ	・ブロック塀 15cm以上 (高さ2m以下の塀は、10cm以上)
	・レンガ塀 塀の高さの1/10以上
控え壁	・ブロック塀 高さ1.2mを超えるものは、控え壁が必要。控え壁の設置間隔は、3.4m以下ごとに設置。高さの1/5以上の突出が必要
	・レンガ塀 控え壁が必要(塀の厚さが、塀の高さの1/10の1.5倍以上ある場合を除く)。間隔は4m以下ごとに設置。壁の厚さの1.5倍以上の突出が必要
基礎	・ブロック塀 基礎が必要。高さ1.2mを超えるものは、丈が35cm以上の基礎が必要。根入れの深さは30cm以上
	・レンガ塀 基礎が必要。根入れの深さは20cm以上
鉄筋	・ブロック塀 塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下での配筋が必要。壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に同径以上の鉄筋を配置し、鉄筋の端部はかぎ掛けが必要

○ 対応方針

(1) 判定基準のうち外観で不適合と判断したブロック塀等

- ・劣化が進んでいるもの ⇒ 改修又は撤去
- ・劣化が進んでいないもの ⇒ 構造調査(鉄筋の有無、基礎形状の調査)

(2) 判定基準のうち外観で不適合と判断できないブロック塀等

- ・劣化が進んでいるもの ⇒ 改修